

国民健康保険税の税率等を改正します

八雲町国民健康保険の運営は非常に厳しい状況であり、あらゆる見直しが必要であることは、広報や町民説明会などを通して皆さまにお知らせしてきました。

その見直しの一つである税率の改正は、平成23年度～平成26年度まで段階的に引き上げを行いました。

しかし、医療費の増加などにより、改正を行っても安定運営には至っていないことから、令和元年度においても次のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

皆さまのご理解ご協力をお願いします。

また、地方税法施行令の一部改正により、賦課限度額および軽減判定所得の改正を行います。

国民健康保険税率の改正

令和元年度からの国民健康保険税率を、次のとおり改正します。

《平成30年度》 (単位:%、円)

	医療分	支援金等分	介護分
所得割	7.6	3.5	2.5
資産割	40.0		
均等割	25,000	11,000	14,000
平等割	30,000		



改正後《令和元年度》 (単位:%、円)

	医療分	支援金等分	介護分
所得割	9.1	3.5	2.5
資産割	40.0		
均等割	26,000	11,000	14,000
平等割	31,000		

増減 (単位:%、円)

	医療分	支援金等分	介護分
所得割	1.5	0.0	0.0
資産割	0.0		
均等割	1,000	0	0
平等割	1,000		



【参考】年間の保険税増加額

《例1》

世帯構成	収入の状況	その他
本人 45歳	給与収入 6,000,000円	固定資産あり 固定資産税 80,000円
妻 45歳	専業主婦 0円	
子 13歳		
子 10歳		

平成30年度 768,300円 → 令和元年度 832,300円

64,000円増加

《例2》

世帯構成	収入の状況	その他
本人 68歳	年金収入 1,500,000円	固定資産あり 固定資産税 50,000円
妻 66歳	年金収入 800,000円	

平成30年度 50,600円 → 令和元年度 51,500円

900円増加

《例3》

世帯構成	収入の状況	その他
本人 30歳	給与収入 3,500,000円	固定資産なし
妻 29歳	給与収入 1,000,000円	

平成30年度 319,500円 → 令和元年度 351,900円

32,400円増加

《例4》

世帯構成	収入・所得の状況	その他
本人 55歳	給与収入 3,000,000円	固定資産あり 固定資産税 100,000円
妻 55歳	給与収入 1,000,000円	
子 30歳	給与収入 1,000,000円	

平成30年度 573,900円 → 令和元年度 618,600円

44,700円増加

※あくまでも参考例として示したものであり、保険税増加額は世帯構成や収入などにより異なりますのでご了承ください。